

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【ヨーロッパ・規制】

○EC が信用格付機関の規制を提案

EC は、今日の金融危機の失敗に関与していると批判されている信用格付機関に関する規制を 11 月 12 日に提案した。この提案は 2007 年 10 月の EU 蔵相会議の合意を受けて、EU 議会が 2008 年 6 月と 10 月に信用格付機関の規制と監督の強化を要請したものである。これは金融危機に関する提案の一部であり、ソルベンシー II、資本拡充指令、預金保護スキーム、会計などに関する各種 EC の提案に加えられている。

この中で、欧州監督者がコントロールするために、保険会社などの金融機関に使用される格付を提供する格付機関には登録制度が導入することが提案されている。格付機関は、利益相反行為を行えないこと、格付手法と格付結果は慎重であること、透明性のある格付を行うことなどのルールを遵守しなければならない。また、欧州監督者が格付機関を調査するための効率的な調査体制構築にも言及している。

域内市場サービスコミショナーであるチャーリー・マクレヴィー氏は「この分野で欧州がリーダーの役割を担いたい。市場が信頼を回復するには欧州の格付ビジネスにルールが存在することが必要である」とコメントしている。

(EC Press Release 2008.11.10、Business Insurance 2008.11.17)

【ベルギー・M&A】

○フォルティスを BNP パリバが買収

ベルギー政府とルクセンブルグ政府がフォルティスの国有化を進めていたが、フランスの最大の銀行グループ BNP パリバが 10 月 6 日に同社を買収することで合意した。銀行事業はベルギー政府から 75% を買取り、保険事業は全額買収することになった。

BNP パリバは、オランダ政府が国有化しているオランダでの業務を除いたベルギー、ルクセンブルグを始めとする 1,458 の銀行支店、ベルギーの保険事業などを傘下に収めることになる。買収総額は 145 億ユーロ（約 1 兆 8 千億円、1 ユーロ=125 円で換算）であり、このうち保険事業の買収額は 55 億ユーロ（約 7 千億円）である。

フォルティスの保険事業はベルギーのトップで、EU 内ではバンカシュアランスのパイオニア的存在である。カーディフ損保やカーディフ生保と同様に、フォルティスの保険事業は BNP パリバの保険部門である BNP パリバアシュアランスの傘下に入ることになる。

(Press release 2008.12.12、11.18,10.6、Thomson Reuters 2008.12.8、
Dow Jones Newswires 2008.10.6)

【イギリス・市場動向】

○イギリスの保険ブローカー協会の分裂

英国保険ブローカー協会（BIBA）の傘下団体である、ロンドン市場保険ブローカー委員会（LMBC）は10月の第2週に、LMBC会員のブローカーと個人向け保険商品を扱うブローカーとの認識が大きく異なってきたことを理由に、BIBAを脱退することを明らかにした。LMBCは1910年にロイズ保険ブローカー協会として発足し、1977年のBIBAに加入後も、ロイズのブローカーの利益を優先した活動を行っていた。

脱退後、LMBCが設立するロンドン国際保険・再保険ブローカー協会（LIIBA）には、大手ブローカーのほとんどが参加することを表明している。このうちエーオンとウイリスは当面BIBAの会員資格を維持し、マーシュは年末のBIBA会費の期限切れ時にBIBAを脱退すると見られている。しかしこうした大手ブローカー主体のLIIBAに反発を覚えるLMBC会員もおり、現行のLMBC会員のブローカーすべてがLIIBAに参加する可能性は低いとポスト・マガジンは伝えている。

（Post Magazine 2008.10.16、LMBC ウェブサイトほか）

【イギリス・ドイツ・輸出保険】

○イギリス小売業者倒産の影響

スーパーのウールワースなど815店舗を傘下に置く、イギリスの小売業者大手のウールワース・グループ（オーストラリアの小売業ウールワースとは別会社）は、11月27日に傘下の流通2部門を法定管理下に置く申請を行うと発表した。事実上の倒産で負債総額は3億8,500万ポンドとされている。

ドイツの信用保険会社ユーラー・ヘルメスは、この倒産を保険事故として事故受付を開始したが、ドイツおよびイギリスの取引先から請求が殺到している。この結果、同社は12月2日に、ウールワース・グループによる保険金支払いなどにより、2008年第4四半期の収益が当初予想より約5,200万ユーロ（15%）減少するとして、第4四半期および通年の業績の下方修正を行った。

また、イギリスの信用保険市場で約4%のシェアを有するアムリンの社長が、市場からの撤退を示唆したことを11月29日付のファイナンシャル・タイムズが報じている。この報道によれば、アムリンの決定は今後信用保険の再保険カバーが難しくなることを危惧したもので、すでに既存の契約の移転について同業数社と協議を開始しているとされている。

（2008年11月27日付時事通信ニュース、Financial Times 2008.11.29ほか）

【イギリス・旅行保険】

○ソマリア沖での海賊続発による保険への影響

アフリカのソマリア沖のインド洋で 12 月上旬、保険会社にとって悪夢の出来事が発生した。貨物船襲撃の相次ぐ成功により大胆な行動を取るようになった、重武装した海賊がアメリカの豪華客船ノーティカ号を襲撃しようとしたが、結局はノーティカ号がスピードを上げて海賊のボートを振り切ったため、襲撃は未遂に終わった。この豪華客船には、何百人もの金持ちが乗っていて、仮にその乗客らが身代金目的の人質に取られていたとしたら・・・、保険会社にとっては考えるだけでも恐ろしい悪夢である。

イギリスの旅行保険会社は、クルージング客向けの料率引上げは行わないことを示している。イギリスの保険会社ノリッジ・ユニオンの報道担当者である Sally Leeman 氏は、「海賊襲撃の未遂事件のあったことが最近報道されたが、クルージングに行くツアー客向けの旅行保険は提供しており、保険料に与える影響はないだろう。」と述べている。

(The guardian 2008.12.8)

【ドイツ・気候変動】

○ミュヘン再保険会社のイニシアチブ

ポーランドのポズナンで開催されている国連の気候変動枠組み条約第 14 回締約国会議 (COP14) 会議において、参加した保険会社は保険の枠組みが国連の気候変動協定に取り込まれるように、強力に要求している。その協定は 1 年後にデンマークのコペンハーゲンで終結する予定となっている。

2005 年にドイツのミュヘン再保険会社によって創始されたミュヘン気候変動イニシアチブは、国連気候変動会議に参加する政府交渉人に対して提案書を提示していた。

ミュヘン気候変動イニシアチブは、保険会社、非政府組織、気候変動専門家および政策研究員をメンバーとし、「予防と保険の柱」^(注1) が新しい国連の気候変動枠組みに組み込まれることを求めてきた。

ミュヘン気候変動イニシアチブによると、官民気候リスク保険^(注2) は、気候変動に関連した天候関連のリスクに適応するのに役立つ道具となりえよう。

ミュヘン再保険のゲオリスク研究部門本部長 ピーター・フッペ氏は、発展途上国は気候変動にもっとも脆弱であり、自らが直面するリスクを管理して移転させるような能力を持ち合わせていないので、国際社会がその必要な手段を構築すべき時期に来ている、と述べている。

(注1) 「予防と保険の柱」とは、具体的なプログラムの内容を規定したものであり、予防の柱は気候変動への対応プログラムの策定、保険の柱は中低所得国向けの保険提供のプログラムのことを主な内容としている。

(注2) 気候リスク保険とは、増発する自然災害が引き起こす金融リスクの削減を目的としたもので、低所得国が天候関連のリスクを補償する保険である。

(Business Insurance 2008.12.8)

金融・保険市場における動向（米国）

【米国・規制動向】

ONAIIC が再保険規制近代化の枠組の提案を採択

全米保険庁長官会議（NAIC）は、2008年12月8日、NAIC 冬季会議にて、州別の再保険規制の近代化を図る「再保険規制近代化の枠組の提案」を採択した。

米国の再保険規制は、州別であり、かつ、州の免許または同等レベルの規制と認定された他州の免許を有しない外国再保険者(alien companies)との再保険取引に引受リスク相当額の担保を要求すること等が海外から批判を受けていた。同枠組の提案は、NAIC 再保険タスクフォースが再保険規制改革の指針をまとめたものであり、以下の方向性が示されている。

- 米国再保険者に対する単一州の免許および認証された法管轄地域（他国）の外国再保険者に対する単一州の証明による監督上の相互承認に基づく新しい規制の枠組の導入
- 米国内に本拠を有する再保険者と米国内に本拠を有しないポートオブエントリー（POE）再保険者に区分するとともに、担保要件を修正（格付に応じて設定）
- 他国の再保険監督制度の評価およびクロスボーダー再保険を規制するための州の証明の基準の策定を行う NAIC の再保険監督審査部門（RSRD）の設立

NAIC では、今後同枠組の具体化に向けて固有の問題の検討を進めることとなる。

（NAIC News Release 2008.12.7 ほか）

【米国・市場動向】

OGAO が連邦洪水プログラムの料率制度のリスク反映が不十分として改善を指摘

政府説明責任庁（GAO）は、2008年12月、連邦洪水プログラム（NFIP）の料率がリスクを十分反映したものとなるよう算定プロセスの改善を求める報告書を公表した。

GAO の公表した連邦議会宛の報告書は、連邦緊急事態管理庁（FEMA）が管理する NFIP の現行料率は、1980年代からの古い洪水確率データを使用し、直近の実績損害額が反映されず、使用する洪水マップも更新されていないことなど、リスク実績の反映が不十分と指摘している。また、2005年のハリケーン・カトリーナとリタによって NFIP に前例のない 176億ドルの欠損が生じ、保険料軽減措置がとられる高リスク地域の古い建物の契約が 25%を占める状況を踏まえ、これらの状況は NFIP の財務の安定性に懸念を生じさせているとしている。

同報告書は、FEMA を所管する国家安全保障省が直接、FEMA に指示し、気候変動の影響の洪水確率への反映や地域全体のリスク集積度、予測損害額、洪水マップの正確性の検証を含め、洪水リスクの保険料率への適正な反映を確保する措置の実行を促すよう勧告している。

GAO は、NFIP について、過去にも洪水マップの刷新（2005年）や損害調査時の洪水と風害の判定の厳格化（2007年）などの改善措置を提言している。

（GAO Reports & Testimonies 2008.12.1、National Underwriter PC 2008.12.8 ほか）

【米国・医療保険】

○医療保険制度改革の議論が活発化

米国国勢調査局の調査によると、米国では国民の15%以上にあたる約4,570万人が医療保険に加入しておらず、金融危機に揺れる米国であるが、議会では医療保険制度改革に向けた議論が活発となっている。

米国では、クリントン大統領の民主党政権時代に、ヒラリー・クリントン大統領夫人を中心として、国民皆保険制度の実現に向けた取組を行ったが、様々な障害のもとで実現には至らなかった。しかし、今年の大統領選挙において公的医療保険制度の創設などを公約に掲げたオバマ民主党候補が勝利したことにより、すべての国民に医療を提供することを目標とした医療保険改革の実現が期待されている。

上院財政委員会のバウカス委員長は、2008年11月12日に「実施要請：医療制度改革2009」と題したホワイトペーパーを発表し、すべての国民が、安価で質の高い医療を受けることができるよう、具体的な方策を提案した。2009年1月のオバマ次期大統領就任後の早い次期に、この提案に基づいた議会での議論が行われることが予想されている。

また、米国最大の医療保険業界団体である米国医療保険協会（AHIP）も医療保険制度改革に関する提案をウェブサイトで公表した。AHIPの提案では、既往症の有無に係わらず保険カバーを提供することや、個人の契約者へのリーズナブルな価格での保険カバーの提供などを重点課題としている。

このように、新大統領の下での医療保険制度改革への機運は高まってきている。

(AHIP News Release 2008.12.3, National Underwriter 2008.11.17 ほか)

【米国・労災保険】

○労災保険の保険料率の引き下げ

労災保険（Workers' Compensation Insurance）の2009年の保険料率の引き下げがフロリダ州やノース・カロライナ州等いくつかの州で承認された。

フロリダ州では、2009年1月から18.6%の引き下げが行われる。これにより事業主の労災保険料負担が6億1,000万ドル軽減されることになる。フロリダ州では、2003年からの労災保険の改革により60%以上料率が引き下げられてきた。ノース・カロライナ州では、2009年4月から4.4%の料率引き下げが行われる。一方、カリフォルニア州においては、医療費の高騰により2009年は5%の料率引き上げが行われるが、この5%の料率引き上げを含めても2003年以降の制度改革により63.4%の料率が引き下げられたことになる。

これらの料率の引き下げの最も大きな原因の一つは、労災事故の際の弁護士費用に制限が設けられ、保険金の支払が抑えられたことであると言われている。

(Business Insurance 2008.11.3 ほか)

金融・保険市場における動向（アジア）

【中国・市場動向】

○中国で初の環境汚染賠償責任保険の支払事案が発生

国家環境保護部（Ministry of Environmental Protection : MEP）によると、平安保険（Ping An Insurance）が環境汚染賠償責任保険で 11,000 元（約 15 万円）の保険金を支払い、この種目で中国初の保険金支払事案となったことが判明した。

殺虫剤などを製造する化学メーカーから漏洩していた塩化物ガスで野菜畑が汚染されたことにより、120 人以上の村民に合計 11,000 元が保険契約に基づき支払われたとのことである。

この環境汚染賠償責任保険制度は、今年 2 月に汚染リスクを持つすべての業種に向けて、監督強化と迅速な賠償による被害者救済のために導入された制度であり、被保険者である化学メーカーは試験的なプログラムとして 7 月に保険契約を締結していた。この保険制度は、国家環境保護総局（State Environmental Protection Administration : SEPA）と中国保険監督管理委員会（the China Insurance Regulatory Commission : CIRC）が共同で計画したもので、2015 年までに国内全土で実施される見通しとのことである。国家環境保護部は、汚染関連事故が発生したときに保険会社から補償金が支払われるという補償面と同時に、保険会社によるリスク評価や効果的な事故防止活動に期待しているようである。

（Asia Insurance Review ウェブサイト 2008.12.10）

【中国・規制動向】

○預金保険制度、2009 年にも実施の見通し

中国の中央銀行である中国人民銀行の張健華研究局局長は、内閣である国務院に預金保険制度の計画案を提出したことを明らかにした。早ければ 2009 年中に法案が成立、施行される可能性が出てきた。

制度の詳細は不明だが、計画案では預金を認可された全金融機関が預金保険への加入を義務付けられ、リスク差に応じた保険料を支払い、破綻した場合に預金の全額または一部が保護される点が基本的枠組みとなっている模様である。保護の対象となる口座の割合は 98%に達し、家計の貯蓄の約 40%が補償される見込との報道もある。

中国では 1997 年のアジア金融危機以降に中国人民銀行において預金保険に関する研究が開始され、2003 年から預金保険制度の草案作成に着手してきた経緯がある。

（新華通信ネットジャパン 2008.11.28、T&C 中国株ニュース 2008.11.27 ほか）

【インド・市場動向】

○ムンバイでのテロによる支払は6億ドルに達し、テロ保険の料率は上昇の見込み

11月に発生したムンバイでのテロ攻撃による財物保険と賠償責任保険の損害は、6億ドルに達する見込みである。このテロ攻撃により170人以上が死亡し、約300人が負傷した。ムンバイはテロリストにとって政治的、経済的に最も狙うところであり、過去にもテロ攻撃を受けている歴史がある。この事件は、テロ保険の、特にインドにおける料率の上昇を促すかもしれないが、保険市場全体への影響はないと見られている。損害は、テロ攻撃による直接的な損害のほかにクリケットの試合のキャンセルや旅行者の減少による経済的な損害など間接的な損害もある。ほとんどの損害は、ロイズを通じて再保険されているインド保険プールにより支払われる見込みである。

現在、損害保険市場でのこの事故による影響は限定的であり、契約更改が明らかな縮小もなく行われている。

(National Underwriter Property & Casualty 2008.12.8 ほか)

【インド・市場動向】

○保険会社は海外起業との合併事業の詳細を規制当局に開示する見込み

保険分野において、海外のパートナーと提携するインドの会社は、合併事業の合意書を保険規制開発局 (the Insurance Regulatory & Development Authority : IRDA) に開示しなければならなくなるだろう。開示されるべき内容には、パートナーが会社と提携を解消するときの提携解消条項 (exit clause) とそのときの金額を含んでいる。保険規制開発局は合意書の確認を始めており、最初の合併事業者はスターユニオン第一生命保険 (最近認可された、インド銀行、ユニオン銀行、第一生命の3社合併事業) である。インドの規制当局は、日本のパートナーについての適正評価の一環として日本の金融庁から意見を求めることも計画している。

合併は、世界的に保険市場の中では予想されていたものであり、合併事業に責任のある持株会社が、経済的に健全であり、また必要ときに資金を注入し続けられることを規制当局が確認するという動きは金融危機という時節柄適切であると報じられている。

(Asia Insurance Review December 2008 ほか)